又は同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の決定若しくは同法附則第九条第三項の規定により適用される同法第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の承認（第三十四条第一項に規定する指定地域における被災者に対する信用供与の円滑化に資する金融機関等（同法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この項において同じ。）として政令で定めるもの（次項において「特定金融機関等」という。）の自己資本の充実のために行う同法第二条第三項に規定する株式等の引受け等に係る申込みに基づくものであって、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に金融機関等が提出したこれらの経営強化計画又はこれらの変更後の経営強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　株式会社の設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　千分の一・五

二　合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加　千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の一・五）

三　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加　千分の一・五

四　合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得　千分の一

五　法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得（次号に掲げるものを除く。）　千分の一

六　合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得　千分の〇・五

2　特定金融機関等が、前項の期間内に、新設分割又は吸収分割を行った場合における同項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定の適用については、同項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「分割」とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十一条の二の規定は、同条第一項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が附則第二条第三項の規定により新法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画又は附則第三条第三項の規定により新法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る新法第九条第一項又は第十九条第一項の規定による主務大臣の承認に係るものであるときについて準用する。

（預金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中第十七条第四項の表の改正規定及び第十九条第四項の表の改正規定を削る。

（政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

総合特別区域法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第八十一号

総合特別区域法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　総合特別区域基本方針（第七条）
第三章　国際戦略総合特別区域における特別の措置
第一節　国際戦略総合特別区域の指定等（第八条―第十一条）
第二節　国際戦略総合特別区域計画の認定等（第十二条―第十八条）
第三節　国際戦略総合特別区域協議会（第十九条）
第四節　認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置
第一款　規制の特例措置（第二十条―第二十五条）
第二款　課税の特例（第二十六条・第二十七条）
第三款　国際戦略総合特区支援利子補給金の支給（第二十八条）
第四款　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十九条）
第五款　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務（第三十条）
第四章　地域活性化総合特別区域における特別の措置
第一節　地域活性化総合特別区域の指定等（第三十一条―第三十四条）
第二節　地域活性化総合特別区域計画の認定等（第三十五条―第四十一条）
第三節　地域活性化総合特別区域協議会（第四十二条）
第四節　認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置
第一款　規制の特例措置（第四十三条―第五十四条）
第二款　課税の特例（第五十五条）
第三款　地域活性化総合特区支援利子補給金の支給（第五十六条）
第四款　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第五十七条）
第五款　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務（第五十八条）
第五章　総合特別区域推進本部（第五十九条―第六十八条）
第六章　雑則（第六十九条―第七十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七条第二項第三号において同じ。）及び地域活性化総合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七条第二項第三号において同じ。）をいう。